

## 寒狭川中部漁業協同組合内共第9号第5種共同漁業権遊漁規則

### (目的)

第1条 この規則は、寒狭川中部漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第9号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、あまご「あめのうお」、こい、おいかわ「しらはえ」及びうなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

### (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請をしてその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、竿釣（友釣、餌釣、毛バリ釣、ガリ釣及びピンコ釣）による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した別記1による遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は第1項の規定による申請があったときは、竿釣による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養又は組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい障害があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

### (漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

| 漁具・漁法 | 規 模                                  |
|-------|--------------------------------------|
| 刺 網   | 網の全長は100メートル以内<br>網目の大きさ1.5センチメートル以上 |
| う げ   | うげの目合 1センチメートル以上                     |

2 次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる漁具・漁法を除き遊漁してはならない。

| 魚 種     | 漁具・漁法                   |
|---------|-------------------------|
| あゆ      | 竿釣（友釣、ガリ釣、ピンコ釣）、刺網及び引かけ |
| あまご及びこい | 竿釣                      |
| うなぎ     | 竿釣、うげ及びなげぶて             |
| おいかわ    | 竿釣及びうげ                  |

3 次に掲げる漁法により水産動物を採捕してはならない。

- (1) 水中に電流を通じてする漁法
  - (2) びんづけ（セルロイド製、陶器製その他これらに類するものによる場合を含む。）
  - (3) 動力を利用する瀬干漁法
  - (4) 火光を利用して行う漁法
  - (5) 水中銃（発射装置を有する刺突具類であつて、水中で使用するもの。）
- （遊漁期間及び区域）

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる漁具、漁法により、ウ欄に掲げる区域内においてエ欄の期間でなければならない。

| ア 魚種 | イ 漁具・漁法      | ウ 区域                               | エ 期間                                      |
|------|--------------|------------------------------------|-------------------------------------------|
| あゆ   | 竿釣（友釣）       | 全区域                                | 6月1日から12月31日までの間で組合が定めて公表する期間             |
|      | 竿釣（ガリ釣・ピンコ釣） | 全区域                                | 9月10日から12月31日までの間で組合が定めて公表する期間            |
|      | 刺網<br>引かけ    | 9月15日から12月31日までの間で組合が定めて公表する期間及び区域 |                                           |
| あまご  | 竿釣           | 全区域                                | 2月1日から2月7日までの間で組合が定めて公表する解禁の日から9月30日までの期間 |
| こい   | 竿釣           | 全区域                                | 1月1日から12月31日までの期間                         |
| うなぎ  | 竿釣、うげ、なげぶて   | 全区域                                | 1月1日から12月31日までの期間                         |
| おいかわ | 竿釣、うげ        | 全区域                                | 2月1日から9月30日（ただし、うげは3月1日から9月30日）までの期間      |

2 前項の公表は、組合事務所に掲示してするものとする。

（禁止区域）

第4条 前条の規定にかかわらず、次の表に掲げる区域内において遊漁してはならない。

|           | 禁 止 区 域                     |
|-----------|-----------------------------|
| 峰川        | 全域                          |
| 大血沢川      | 全域                          |
| 東栃沢川      | 全域                          |
| 西栃沢川      | 全域                          |
| 白石川       | 全域                          |
| 田代川       | 巴川合流点の上流500メートルから上流の区域      |
| 島田川（準用河川） | 全域                          |
| 木和田川      | 作手村大字木和田字シャクジ1の2砂防ダムから上流の区域 |

(全長制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれに右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

| 魚 種  | 全 長       |
|------|-----------|
| こい   | 20センチメートル |
| あまご  | 15センチメートル |
| うなぎ  | 20センチメートル |
| おいかわ | 3センチメートル  |

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において遊漁者が中学生以下のときは無料、女性及び肢体不自由者のときは半額とし、次項のただし書に規定する方法により納付するときは、あゆについては1,000円、あまごについては500円、こい、うなぎ、おいかわ（以下「雑魚」という。）については300円を加算した額とする。

(1) 竿釣による遊漁の場合

| 魚種  | 漁具・漁法 | 期 間                                             | 遊漁料 |         |
|-----|-------|-------------------------------------------------|-----|---------|
| あゆ  | 竿釣    | 解禁の日から30日間                                      | 1日  | 2,500円  |
|     |       | 解禁の日から起算して30日を経過した日から30日間                       |     | 2,000円  |
|     |       | 解禁の日から起算して60日を経過した日から12月31日まで                   |     | 1,300円  |
|     |       | 解禁の日から12月31日まで                                  | 1年  | 12,000円 |
| あまご | 竿釣    | 解禁の日から9月30日まで                                   | 1日  | 1,000円  |
|     |       |                                                 | 1年  | 4,000円  |
| 雑魚  | 竿釣    | 1月1日から12月31日まで（ただし、おいかわについては、2月1日から9月30日までとする。） | 1日  | 300円    |
|     |       |                                                 | 1年  | 2,000円  |

(2) その他の場合

| 魚 種           | 漁具・漁法 | 遊漁料 |        |
|---------------|-------|-----|--------|
| あゆ            | 刺網    | 1日  | 4,000円 |
|               | 引かけ   |     |        |
| 雑魚<br>(こいを除く) | うげ    | 1日  | 500円   |
|               | なげぶて  |     |        |

- 2 遊漁料は、組合の指定する遊漁承認証取扱所において納付しなければならない。ただし竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。
- 3 前項に規程する遊漁承認証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、遊漁承認証取扱所に「遊漁証販売所」の標札を掲げるものとする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、第1項第2号に掲げる遊漁料は組合事務所に納付するものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記2の内容を記載した遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記3の内容を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は帽子を着用するものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料は払い戻しはしないものとする。

附則 この規則は平成16年1月1日又は愛知県知事が認可した日のいずれか遅い日から施行する。

## 別記 1 遊漁承認申請書

### 遊漁承認申請書

寒狭川中部漁業協同組合長 殿

平成 年 月 日

申請者住所

氏 名 印

生年月日 年 月 日

下記により、貴組合共同漁業権漁場で、遊漁したいので承認してください。

記

1 遊漁対象水産動物名

2 漁具・漁法

3 遊漁区域

4 遊漁期間 平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

別記 2の1 遊漁承認証（年券）

- 1 発券番号
- 2 発券年（年度）
- 3 発行漁業協同組合名
- 4 魚種
- 5 使用者の住所及び氏名
- 6 使用者の生年月日又は年齢
- 7 使用者写真貼付欄
- 8 注意事項

別記 2の2 遊漁承認証（日券）

- 1 発券番号
- 2 使用年月日
- 3 魚種
- 4 漁具・漁法
- 5 遊漁料
- 6 使用者の氏名
- 7 発行者の名称
- 8 発行者印
- 9 注意事項

別記 3 漁場監視員証

表

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 漁場監視員証      NO, <u>          </u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |
| 発行年月日      平成   年   月   日<br>下記の者は当組合の漁場監視員<br>であることを証明する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |
| 住所<br>氏名<br>生年月日<br>有効期間   平成   年   月   日から<br>平成   年   月   日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |
| <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 40px; margin-right: 10px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                         割印                     </div> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 80px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                         写真                     </div> </div> |  |
| 発行者   寒狭川中部漁業協同組合   印                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |

裏

|                                                                                                                                                                                                                                  |  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 注意事項                                                                                                                                                                                                                             |  |
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本書は他人に貸与し又は譲渡してはいけません。</li> <li>2 監視員をやめた場合は組合に返納してください。</li> <li>3 遊漁者に接する場合は本証をまず見せてから、おだやかに話をしてください。</li> <li>4 漁場監視の場合は本証を携帯してください。</li> <li>5 本証を紛失したときは直ちに組合へ報告してください。</li> </ol> |  |